

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第一部 労働者状態

第二編 雇用と失業

第二章 失業

第五節 失業保険統計の数字

失業保険金の給付をうけている「登録失業者」数の推移を、失業保険業務季報によってみると第67表のとおりである。

すなわち、一九五〇年における「登録失業者」数は五月が最高で、前年同月の四・八倍強である。しかし、下半期にはいるとともに減少傾向を示しはじめた。それでもなお、最低の十一月でさえ前年同月の水準をやや上廻っている（一九四九年十一月は一九四八年十一月の二・九倍弱であった）。

さらにこれを、公共職業安定所においてとりあつかっている失業保険の状況を労働省職業安定局で集計した毎月の数字についてみれば第68・69表のとおりである。

（注）離職票受付件数とは被保険者が公共職業安定所の窓口で離職票を提出した件数で、この場合、失業保険金受給資格の有無にかかわらない。また、一人で二枚以上の離職票を提出したときは一件と数えられる。

初回受給認定件数とは失業保険金の給付を受ける失業期間の開始を示す第一回目の失業認定の件数である。失業保険金の給付を受けていたものが就職し、同一失業保険金受給資格期間にふたたび離職して公共職業安定所に出頭し、二度目の失業保険金受給の申請をしてきたときは、この件数にかぞえられる。

待期満了件数とは失業保険金給付にさきだち失業保険法に定める七日間の待期を満了した失業保険金受給資格者の失業保険金受給申請件数である。

常用労働者の失業保険における離職票の一九五〇年受付総件数は前年の一・四倍強である。これを男女別にみると、男は一・三倍強、女は一・六倍強で、女の方がやや年間増加倍率が大である。

常用の離職票の一九五〇年受付件数を月別にみると、三月を最高として次第に減少をつづけ、とくに下半期はこの傾向が顕著で、一二月の数字は三月の五一・五%強にまで減少した。この場合、女の一二月が三月の三八・四%強まで減少したのに、男は五八%弱にとどまった点を注意すべきである。

ほかの常用・失業保険給付関係指標も、この離職票受付件数の推移とほぼ同じ傾向を示している（第68表を参照）。

日雇労働者の失業保険は、まだ新しい制度なので、前年との比較はできないが、一般的に給付関係諸指標が九月前後まで上昇をつづけ、それ以後、低落する傾向にあるといえるだろう。そして前半期の上昇傾向は、とくに女に顕著である(第69表を参照)。

なお、失業状態を知るため失業保険統計の数字を使用するには、すくなくともつぎの三点を注意しなければならない。

- (一) 保険掛金納付期間が五カ月未満のものは、失業保険法の適用から除外されていること。
- (二) 失業保険法の適用が、常用労働者五人以上の工場にのみかざられていること。
- (三) 失業保険法に対する無知や、失業保険金の給付をうけることに対する嫌悪や、遠くはなれたところからも公共職業安定所に出頭しなければならないことなどから、実態を正確に反映していないこと。

日本労働年鑑 第24集 1952年版
発行 1951年10月30日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2000年6月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
